

防火管理者向け【DVD・約24分】

# 職場の防火管理、重要です！



## 企画意図

ライフスタイルの多様化に伴い、ビジネスやサービスのあり方が多種多様になり、さまざまな規模や形態の事業所が全国各地で運営されています。

しかしながら、事業所における火災の悲劇は繰り返されています。多くの場合、必要な消防用設備が設置されていなかったなど、防火管理体制の不備により被害を大きくしたことが指摘されています。また、最近ではスプレー缶による爆発火災など、身近な危険物に対する無理解が招いた火災が大きな問題になっています。火災が発生すると、出火元の建物だけでなく、周辺のビルなどにも大きなダメージをもたらすことが少なくありません。

消防法上、防火管理者選任の義務を負う事業所はもちろんのこと、義務を負わない小規模なオフィスビルにおいても、適切な防火管理をすすめていくことが社会の安心・安全のために必要不可欠といえます。

そこで本作品では、数年前に発生したスプレー缶による札幌雑居ビル火災を検証したうえで、飲食店の消防計画の作成を中心に、防火管理のあり方をわかりやすく紹介していきます。そして積極的に防火の取り組みを行っている企業を紹介しながら、火災を防ぐために何が必要かを示唆していきます。

過去の火災事例や煙が広がる実験映像などを盛り込み、すべての事業所で防火管理が重要だということを強く訴えます。

防火管理者向け  
約24分

## 職場の防火管理、重要です！

### ■相次ぐ事業所の火災

過去に何度となく繰り返されてきた事業所の火災の悲劇。多くの場合、防火管理体制の不備が、火災の拡大を招き、より被害を大きくしたと指摘されている。

### ■防火管理の概要

街に立ち並ぶさまざまな建物。これらは、すべて火災予防の対象となる防火対象物である。

防火対象物のうち、多数の者が出入り、勤務し、または居住する建物については、消防法で防火管理を徹底することが義務づけられている。

防火管理の義務を負う建物の所有者やテナントの代表者を「管理権原者」と呼ぶ。

「管理権原者」は、防火管理上必要な業務を行わせるために、防火管理者を選任して消防署長に届けなければならない。

### ■札幌市のビルの爆発火災

この雑居ビル火災はどのようにして起きたのだろうか。不動産店1階の一室では、100本以上の除菌消臭スプレーを一斉噴射させていた。その直後、湯沸かし器を使ったときに爆発が起きた。

その後の調べで、このビルには避難器具が設置されていないなど、数多くの問題があったことがわかっている。

では、防火管理とはどうあるべきなのだろうか。

### ■防火管理者の業務とは

防火管理者になると、まず消防計画を作成し、所轄消防

長または消防署長に届け出なければならない。

すでに消防計画が作成されている場合でも定期的に見直しを行い、変更が必要であれば、すみやかに変更する必要がある。

ビルやテナントの内容、消火設備や避難設備の設置状況にあった訓練を計画し、実施することも重要な防火管理業務である。

### ■防火管理の義務がないビルでの防火管理

街には小規模のオフィスビルなど、消防法で防火管理者の選任が義務づけられていない建物も数多くある。こうした建物の防火管理について、消防署はどのような指導をしているのか。

消防署の指導のもと、積極的に防火管理に取り組んでいる会社を例に、どのようなことを心がけているのか見ていく。

### ■火災から命を守るために

火災は、人々の安全・安心を脅かす恐ろしい災害のひとつである。火災から命を守るための防火管理は、大小を問わず、すべての事業所が避けて通ることのできない取り組みだ。

防火管理に真剣に取り組み、充実させていくことが求められている。

■ ライブラリー価格 本体 ¥65,000 + 税

監修 東京大学名誉教授 工学博士 菅原 進一  
指導 元横須賀市消防局 消防救急課長 小澤 光男  
協力 株式会社 新協社

企画・制作統括 高木 裕己  
脚本・演出 川崎 けい子

制作・著作 株式会社 映学社

■ DVD [カラー] ※字幕版も収録されています

■ 2020年・映学社作品

 株式会社 映学社  
EIGAKUSYA CO.,LTD.

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目7番8号らんざん5ビル  
TEL: 03-3359-9729 (代表) FAX: 03-3359-4024  
<http://www.eigakusya.co.jp/>

● お問い合わせ、お買い上げは……